

事業概要説明要旨



全会場共通

戸田 芳雄氏

『学校でのスポーツ事故を防ぐために』

～学校における体育活動での事故防止対策推進事業実施の概要～

事業概要説明要旨

『学校でのスポーツ事故を防ぐために』

～学校における体育活動での事故防止対策推進事業実施の概要～

戸田 芳雄

・学校安全教育研究所 代表
・前東京女子体育大学教授

(略歴)

山形県生。山形県公立学校教員、山形県教育庁指導主事、山形県上市市学校教育課長を経て、文部科学省教科調査官、スポーツ・青少年局体育官、国立淡路青少年交流の家所長、東京女子体育大学教授（平成30年3月退職）。文部科学省で、保健体育科教育、学校健康教育等を担当。著書「学校・子どもの安全と危機管理」（少年写真新聞社）他多数。第7・8期中央教育審議会・安全部会委員他。

I. 趣旨

本事業の趣旨は、体育・スポーツ活動中の事故による死亡等の重大な事故について、同様の事故が生じないように、発生原因・背景、防止のための留意点を把握し、それらを関係者間で共有し、指導等で参考となるための取組みを行うもので、災害の現地調査を含め、重大なスポーツ事故事例の発生の背景や要因、再発防止のために留意すべき点や方策について、教育研究者、スポーツ医科学関係者等と連携して把握・分析・研究を行ない、事故防止に関する調査研究の成果等を教育委員会、学校関係者、スポーツ指導者等と情報共有し、必要な取組や相互連携について研究協議、学校における体育活動での事故防止のための資料作成等を行うものである。

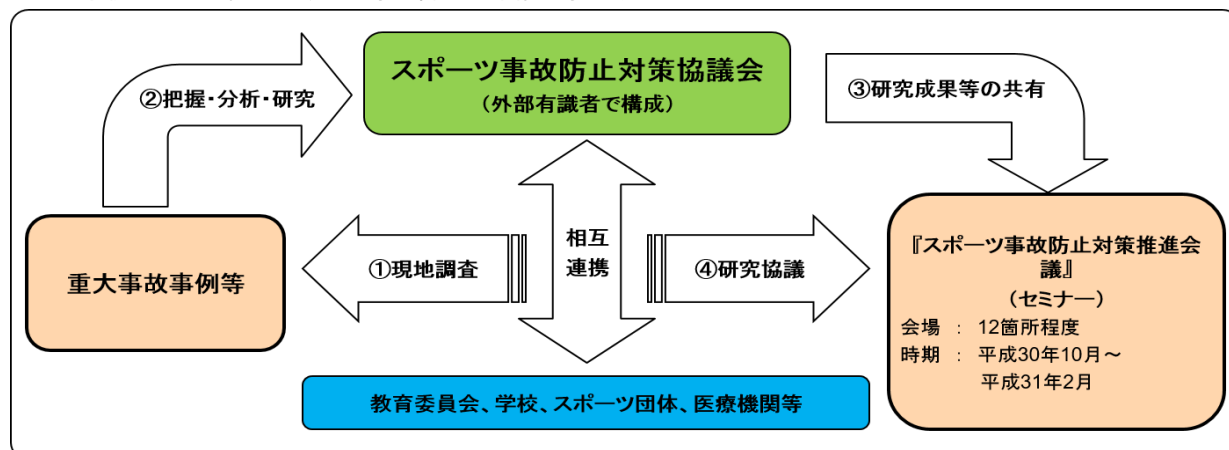
II. 事業実施期間

平成30年5月15日～平成31年3月31日

III. 組織等

スポーツ庁の委託事業である「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」の調査研究実施機関として、独立行政法人日本スポーツ振興センター内に「スポーツ事故防止対策協議会」を設置（平成30年5月）。

図1 学校における体育活動での事故防止対策推進事業概念図



委員は、医師、歯科医師、各競技団体、中体連・高体連・高野連などの教育団体、教育委員会、学校教育関係者、安全教育研究者など32名で構成した。

IV. 事業の経過(平成30年度)

スポーツ事故事例等の把握

体育活動における死亡・重障害事故の傾向を把握するため、平成10年度～平成29年度の間に発生した体育活動（体育の授業、運動部活動、体育的行事等）における事故で、災害共済給付の死亡見舞金及び障害見舞金（第1級～第3級）を給付した事例824例の他、平成20～平成29年度の障害見舞金（第1級～第14級）を給付した事例1,579例も対象とし幅広く傾向を分析した。

また、了解を得られた熱中症事故事例、学校及び大会等での防止のための取組事例について、委員による現地調査を行ない、事故防止対策についての検討を実施し、成果物としてパンフレット「熱中症

を予防しよう」の改訂、動画教材（DVD）の作製を行なう。

V. 調査結果の概要（抄）

本年度は、熱中症による事故に関する災害報告書等の内容を精査するとともに、スポーツ、医学、安全教育研究の専門家が熱中症による事故が発生した現地、充実した取組を行なっている学校等を訪問し、学校関係者等から事故時の状況、事故後の対応や予防の取組について、直接聴取し協議を行うとともに、事故防止対策等について検討を行なった。この結果、スポーツ活動での事故（以下、「スポーツ事故」という。）の発生には「主体の要因」、「運動の要因」、「環境の要因」、「用具の要因」が関わり合っており、熱中症においても、それらの要因に対応して事故防止に努めることが必要であることが、改めて確認された。

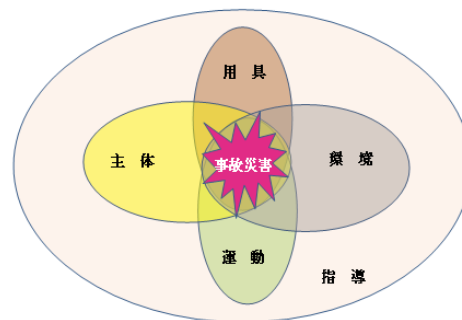


図2 スポーツ事故の発生要因

また、スポーツ事故の発生と防止に関するものとして、指導者の取り組み姿勢、指導や管理の進め方、研修や共通理解に基づく組織的な取組などが事前の事故防止や事後の対応に影響を与えていることが分かった。

競技の特性に関わる事項や現地調査の結果等については、必要に応じてパネリストにご紹介いただくこととし、ここでは割愛する。

VI. 類似の事故を繰り返さないためのポイント

本調査研究の結果を分析検討した結果、本協議会設置の目的である重大な類似の事故を繰り返さないためのポイントをまとめると以下ようになる。

<学校での体育・スポーツ活動等における事故防止のポイント>

1. 指導者が安全に関する理解を深め、以下の点に留意して事故防止と安全確保を重視した競技会や部活動の運営に努めるなど危機管理意識を高め、生徒とも共有することが必要である。
2. 生徒同士及び生徒と指導者のコミュニケーションに努め、異常を早期に発見・共有できるようにする。
3. 正しい技術の習得や体幹強化や股関節の可動域の拡大などのトレーニング等を継続的に行う。
4. 安全指導は、競技の特性や過去の事故事例を踏まえて、効果的に行い、試合も安全指導（教育）の場と捉えて対応する。
5. 学校保健安全法に基づいた健康管理（健康診断、健康観察と事後措置）を徹底するとともに、運動前、運動中、事後の健康観察を徹底する。
6. 気象の急激な変化、長時間の練習や合宿、試合などでは、安全に特に配慮する。
7. AEDは、活用しやすい場所に配置し、必要な場合にはためらわずに、使用する。
8. ヒヤリハット、過去の事故事例を元にした研修の実施及び校内外の救急・緊急連絡体制を確立する。
9. 関係する通知やガイドラインなどを確認し、教育委員会や各体育・競技団体等と連携した木目の細かい危機管理を進める。
10. 不可抗力とされていた事故の防止は、用具（安全保護具等）の積極的な活用を検討・工夫する。

VII. その他

今年度の本事業の調査を実施して、時間の経過とともに情報が稀薄で不確かとなり、事故発生の状況や当時の本人や関係者の動きなどが余りよく分からず、有効な事後の対策を立てることが困難になっていることや熱中症が疑われる際の判断・迅速かつ的確な応急措置の重要性を痛感した。

また、「スポーツでけがをするのは当たり前」、「運が悪い」などと片付けずに、セーフティプロモーションの考え方である「事故や事件などによる外傷は予防できる」という基本理念のもと、教師や指導者、児童生徒、保護者や関係団体、行政等が協働し、安全に安心して暮らせる学校や地域づくり（安全文化の創造）を進めていこうとする考え方を指導者が共有する必要がある。

教員や指導者は、体育活動等のけがの防止と安全の確保に関する教育や取組が、短期的には個人やチームのパフォーマンスの向上、中・長期的には学校生活や生涯に渡る日常生活のQOL（生活の質：Quality of Life）の維持向上を図ることに役立つことを意識し、指導に当たりたい。